

博士論文概要

論文題目

安全・安心な生活環境の形成における
地域施設の役割に関する研究

2014年12月

出口寛子

論文概要

本研究は、安全・安心な生活環境を形成するために地域施設が果たす役割について検証を試みるものであり、地域施設の立地による安全・安心まちづくりの計画手法の指針を示すための基礎研究として位置づけられる。

地域に根付いた商店や診療所などの地域施設は、高度経済成長期以降、経営者の高齢化、後継者問題、大規模商業施設の増加による競争激化等により衰退の一途をたどっている。地域施設の廃業・閉鎖により空き家や空き店舗が増加した環境は、買い物などの日常生活が不便になるだけでなく、人通りの減少、らくがきなどのバンダリズム行為、コミュニティの希薄化などのさまざまな問題が連鎖的に発生し、日常生活の安全・安心を脅かす要因となっている。

徒歩圏内に地域施設が立地することで期待できる効果は、①街路に対する自然監視性 ②生活の質の向上 ③地域コミュニティの形成 ④照明による街路の照度の確保 が考えられる。本研究では、全8章にわたり、地域施設が自然監視機能として安全・安心に寄与する点を第3章・第4章・第5章で、地域施設の立地が日常生活の安心に寄与する点を第6章・第7章で論考し、第8章で地域施設が生活環境の安全・安心に寄与する要因をまとめた。

各章ごとの概要は、以下のとおりである。

第1章は、序論として日常生活を安全・安心に過ごすために地域施設が徒歩圏内に立地することの必要性と、地域施設に期待できる安全・安心の効果を整理した。

第2章では、都市や生活環境が多様な空間構成や混在性を持つことが暮らしを健全で安心にすることを示した都市計画者、建築計画者の提言をまとめた。

第3章では、地域施設の自然監視性による防犯効果を検証するための前段階として、統合予定の2校の公立小学校区に通う児童の保護者を対象に、犯罪不安に関する意識調査を実施した。具体的には、①通学路における防犯対策の有効性に対する評価 ②校区内で犯罪発生 of 不安を感じる場所（以下、犯罪不安箇所）の調査 である。それらの結果をふまえて、③通学路に面する街路の安全対策の実態調査 を行い、②で明らかにした犯罪不安箇所と街路に面して立地する街路の安全対策および地域施設との関係性を分析した。その結果、以下のことを明らかにした。

- 1) [集団登校][付き添い登校・見守り活動]のソフト面に対する保護者の安心感が高い。このことは、通学路の安心感に寄与する防犯対策は、ソフト面に対するニーズがあることを示唆している。[店舗や住宅からの見守り]がソフト対策に続いて保護者の安心感が高いのは、見守り活動などの積極的な参加を必要としない自然監視の効果に対する期待が、評価の高さにつながっていると考えられる。
- 2) 旧市街地の入り組んだ道路、公園、高架下が、犯罪不安箇所として選択される傾向がみられる。また、犯罪不安箇所の選択理由は、「夜間暗い」「ひと気がない」である。
- 3) 地域施設が密集している商店街において犯罪不安の回答がないのは、店舗や商店街による自然監視の効果が期待できることを示唆している。

第4章では、「ひったくり」および「子ども被害情報」（以下、あわせて路上犯罪）の発生状況について調査を行い、①路上犯罪の発生傾向、②路上犯罪の発生町域と第3章で明らかになった犯罪不安箇所との関係性について分析し、路上犯罪の発生町域と地域施設の立地との関係性について検証した。その結果、以下のことを明らかにした。

- 1) ひったくりは平日に発生が集中しており、19時から22時までの帰宅時間帯に発生が集中する傾向がみられる。子ども被害情報は、平日の週明けと週末に発生する傾向がみられ、下校時間帯である16時から19時までに発生が集中する。
- 2) 対象校区内において、路上犯罪の発生件数が多い町域ほど犯罪不安箇所が具体的に地図上に記されるのに対し、発生件数が少ない町域では、犯罪不安箇所として指摘される囲みが大きく、かつ、重なりが少ない。
- 3) 公園は犯罪不安が集中する場所であるが、公園は実際に発生する路上犯罪と犯罪不安が一致していないことがある。

第5章では、第3章で明らかになった児童をもつ保護者の意識調査の結果をふまえて、通学路に面する建物の用途や街路からの建物内部の見通しの調査を行った。次いで、犯罪不安箇所と街路に面して立地する建物との関係性を説明する要因を抽出するために、分布図や線密度を基に定性的分析を行った。その結果、以下のことを明らかにした。

- 1) 両学校区とも「見通しがよい」建物の割合が最も高い項目は「物販施設」である。「見通しがよい」建物が連続する商店街や繁華街があるエリアで犯罪不安の指摘がないのは、店舗や商店街による自然監視の効果が期待できる可能性を示唆している。
- 2) 住宅・マンションが密集する入り組んだ街路上に犯罪不安を感じる傾向がみられるが、区画整理された街路上では、住宅・マンションが密集する場所でも犯罪不安が指摘されていない。
- 3) 見通しがよい建物の線密度が25mあたり2件以上の街路では犯罪不安の指摘がない。

第6章では、高齢化の進む中心市街地を対象に、駅やバス停留場を徒歩で不便に感じることなく利用できる範囲（以下、利用圏域）を調査し、利用圏域外の地域施設の分布を分析し、次いで、利用圏域外で日常生活を不便に感じている可能性のある子育て世代と高齢者の外出行動の実態を調査した。その結果、以下のことを明らかにした。

- 1) 川沿いに位置する地区は公共交通機関の利用圏域外になる傾向があり、地域施設分布は疎である。
- 2) 子育て世代の地域施設の利用は、買い物ができる物販施設のほかに、公園や生活支援サービスを受けられる施設が中心で、外出先で子どもと安心して滞在できる地域施設を利用する傾向がみられる。
- 3) 対象地区に居住する高齢者は、加齢や病気、けがの影響により外出行動の選択肢が少なく、介護支援や生活支援サービスを併用しなければ地域施設の利用ができない人々が存在する。
- 4) 高齢者の徒歩による往復の移動距離は、2km以内が9割を超えるため、それぞれの自宅から1km圏内に日常的に利用する地域施設が立地することが望ましい。

第7章では、過疎地に暮らす住民の日常生活の外出行動の実態をアンケート調査により把握し、日常的に利用する地域施設の立地状況と外出行動の関係について明らかにした。その結果を以下に示す。

- 1) 外出行動は、移動距離にかかわらず自動車による移動が最も多く、徒歩による往復の移動距離は3km未満、自転車による往復の移動距離は7km未満である。
- 2) 回答者の半数以上が対象地域外の病院や診療所を利用しており、対象地域内の医療環境は不十分であることを示唆している。
- 3) 魚や肉などの生鮮食品は対象地域内で購入し、米や野菜は自家栽培し近所の人と授受する傾向がみられるが、日用品や一般医療品、下着や靴下は対象地域外で購入する割合が高く、対象地域内の店舗で入手できる生活必需品だけでは、日常生活が充足されていない可能性がある。
- 4) 現在の地域施設の立地環境に対して、通院の問題、生活必需品などの品揃え、運転ができなくなった場合の移動手段、親族や近隣の支援の現状維持に関する不安を抱えている。対象地域内に立地する商店による移動販売や宅配に対する安心感がある。

第8章は結論として、地域施設が生活環境の安全・安心に寄与する要因について検証をするとともに、今後の課題を示した。それらを以下に記す。

- 1) 住宅・マンションが連続して密集する街路に犯罪不安が集中する点、地域施設が混在する商店街において犯罪不安の指摘がない点をふまえると、「建物の用途の混在性」が、犯罪不安の緩和につながっていると考えられる。地域施設が住宅地内に混在して立地することで、地域施設の経営者や利用者による人の気配や人通りが生じ「ひと気がない」ことに対する不安を軽減する可能性がある。
- 2) 物販施設やサービス施設は、街路からの建物内部の見通しがよい建物の割合が高く、それらが立地する街路では犯罪不安の指摘がないため、「街路から建物内部の見通しがよい地域施設の立地」が安心な環境形成に寄与すると考えられる。見通しがよい地域施設の建物内部からの照明による明るさは「夜間暗い」ことに対する不安の軽減に効果があると考えられるが、その場合、地域施設の利用時間の混在を検討する必要がある。
- 3) 買い物弱者と呼ばれる人々の徒歩による移動距離は2~3kmが限度であり、徒歩圏内に地域施設の立地を検討する場合、往復を考慮すると自宅から最大1.5km圏内に立地することが望ましい。
- 4) 生活支援サービスを受けられる機能を持った地域施設の利用者がいることや、介護支援や生活支援サービスを併用しなければ地域施設を利用できない人々が存在することから、地域施設による移動販売、宅配サービスや介護支援サービスなどの運営を展開する必要があると考えられる。

以上、本研究において、地域施設が自然監視性機能の役割を果たし、日常生活の安心に寄与することが明らかになったが、適正に配置する条件や街路に対する開口の度合いなどの具体的な提案につなげることが今後の課題である。